△△△障害者（訪問・施設）入浴サービス事業運営規程

（事業の目的）

第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく地域生活支援事業のうち、障害者（訪問・施設）入浴サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な（訪問・施設）入浴サービスの提供をすることを目的とする。

（運営の方針）

1. 事業所が実施する事業は、家庭において入浴が困難な常時寝たきり状態にある重度身体障害者の健康保持と保健衛生の向上等を図るため、家庭内において入浴の援助を適切に行うものとする。

第２条　事業所が実施する事業は、家庭において入浴が困難な常時ねたきり状態にある重度身体障害者の健康保持と保健衛生の向上等を図るため、事業所施設において入浴の援助を適切に行うものとする。

２　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業に当たっては、利用者の所在する区の福祉保健センター、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

４　事業の実施にあたっては、前３項の他関係法令等を遵守する。

（事業の運営）

第３条　事業所が実施する（訪問・施設）入浴サービスの提供に当たっては、本事業所の看護職員及び介護職員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　△△△

（２）所在地　　○○市○○町一丁目○番○号　○○ビル○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員）

管理者は、従業者の管理及び（訪問・施設）入浴サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている（訪問・施設）入浴サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）看護職員　〇〇名（常勤　○名、非常勤　○名）

看護職員は、寝台車両等により利用者を送迎し、事業所（訪問・施設）の特殊浴槽において入浴介助を行う。

（３）介護職員　〇〇名（常勤　○名、非常勤　○名）

介護職員は、寝台車両等により利用者を送迎し、事業所（訪問・施設）の特殊浴槽において入浴介助を行う。

（４）事務職員　○名（常勤又は非常勤　○名）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　〇曜日から〇曜日までとする。ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間　午前〇時から午後〇時までとする。

（事業の内容）

第７条　事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

（１）入浴介助

　　ア　洗体、洗髪及び洗顔

　　イ　衣類の着脱に関する介助

　　ウ　入浴及び清拭に関する指導

　　エ　その他入浴の実施に必要なこと

（２）健康チェック

（３）（訪問・施設）入浴サービスの実施に係る事務連絡

（４）利用者の送迎（施設入浴）

利用者を寝台車両等で送迎し、事業所施設の特殊浴槽において入浴サービスの提供を行う。

（費用の額及び代理受領）

1. （訪問・施設）入浴サービスを提供した場合の利用料及び利用者負担額は、横浜市が定める基準によるものとする。

２　事業所は、「横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則」（以下「規則」という。）に基づき、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から地域生活支援サービス費の受領についての委任を受け、横浜市から利用料（利用者負担額を除いた額）の支払を受けるものとする。

（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）

1. 事業所は、事業所が（訪問・施設）入浴サービスを提供した際は、支給決定障害者等から、横浜市が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　事業所は、規則に定める代理受領を行わない（訪問・施設）入浴サービスを提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、これに係るサービス費を支給決定障害者等から徴収することができる。

３　事業所は、次条に定める通常の事業の実施地域を越えて事業を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を、支給決定障害者等から徴収することができる。（\*又は「その実費は徴収しないものとする。」

４　事業所は、地域生活支援サービスその他のサービスの提供に要した費用について、その支払いを受けた場合は、当該支払をした支給決定障害者等に対し、個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。

５　事業所は、前二項及び前三項のサービス提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、横浜市○○区、○○区、○○区、の区域とする。

（衛生管理等）

第１１条　従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、（訪問・施設）入浴サービスに用いる浴槽その他の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者は、（訪問・施設）入浴サービスの提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　従業者は、（訪問・施設）入浴サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対する（訪問・施設）入浴サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する区の福祉保健センター、当該利用者の家族等に連絡するとともに、管理者に報告し、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する（訪問・施設）入浴サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１４条　事業所は、（訪問・施設）入浴サービスを提供する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

２　事業所は、提供した（訪問・施設）入浴サービスに関し、規則の定めるところにより、横浜市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は横浜市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して横浜市が行う調査に協力するとともに、横浜市から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第１５条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１６条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（２）成年後見制度の利用支援

（３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（４）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

（身体拘束等の禁止）

第１７条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（感染症対策に関する事項）

第１８条　事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定に関する事項）

第１９条　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第２０条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後○ヵ月以内

（２）継続研修　　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　本事業所は、障害者（訪問・施設）入浴サービスに関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、○年○月○日から施行する。